

1 地域の中核機関として果たすべき役割について

センターが担当している戸塚区と泉区は、出生数、療育センター対象児人口とも減少傾向にありますが、利用申込数は依然として増加傾向にある状況です。多様化する障害像やニーズに対応するためには、地域の中核療育機関として、地域の関連機関が安心して障害児を受け入れができるよう、関係機関との密接に連携した体制強化が重要です。果たすべき重要な役割は次の4項目です。

(1) 発達への支援

一人ひとりの子どもの多様な発達特性に対して、これまで培ってきた専門性の高い療育機能を発揮するとともに、バリエーション豊富な療育プログラムを提供することで、子どもの生きる力を育み、発達を支援します。

(2) 家族への支援

家族が安心して子育てに向かえるよう、家族の気持ちに寄り添いつつ、子育てを個別、集団の場で支援するとともに、保護者のニーズや生活スタイルに合わせて多様なサービスを創出、提供します。

(3) 地域への支援

子どもや家族が地域生活を送るまでの困難をできるだけ改善軽減できるよう、また安心して地域で生活できる環境を整備するために、関係機関等への支援を組織的に行い、障害のある子どもの地域での育ちを支援します。

(4) 従来の枠組みに捉われない新たな地域療育センター機能の検討、実施

障害像の多様化、就労家庭の増加、社会の変化に伴うニーズの多様化に柔軟に対応できる体制を構築します。

2 センターの支援の専門性、総合性の確保について

地域における障害児の中核機関であるためには、これまでの経験と実績を活かした専門性と総合性が不可欠だと考えています。

(1) 専門性の確保について

所属長、先輩職員からのOJTとともに、職員個々の技術レベルに応じた体系的な研修の実施や、各専門領域の活動を支援することにより、専門性の向上を図り、療育サービスに反映させます。

(2) 総合性の確保について

ア 発達障害、知的障害、肢体不自由、聴覚・言語障害等を主対象とし、障害の多様化に対応します。

イ 生後間もない時期から学齢前期までを対象とし、リハセンター等事業団内部及び関係機関と密接な連携のもと、ライフステージを見据えた支援に努めます。

ウ サービスの実施は、各専門職の専門性を総合的に結集させ、バリエーションを豊富に提供していきます。

また、療育専門機関として、専門性や総合性を確保して力を発揮するために、事業団全体で機能的な連携体制をとります。専門性の向上を目的とした職種別研修、各種研究会等、また組織人、社会人としての成長を促すことを目的とした階層別研修、全体研修等を併行実施することで、法人として、センターに期待される人材を育成し、さらに連携しやすい組織環境を整えます。その際は法人として策定した、職種・領域別の人材育成・キャリア形成プランを活用します。

法人が運営しているリハセンターは、乳幼児から高齢者までの幅広い年齢や多様な障害とそのニーズに対し、それぞれのライフステージに沿った対応をしています。また横浜ラポール・ラポール上大岡は、障害児者のスポーツ・文化・レクリエーション振興に関する中核拠点施設です。両施設は、センターでは持つことができない分野における専門的、総合的な機能も有しています。これらの機能を有効に活用して、次にあげるように子どもに対してより専門性の高い総合的なサービスを提供していきます。

ア 診断、療育水準を維持・向上させるための連携

イ 入院機能、学齢後期以降のサービス機能をもつリハセンター診療所等関係部門との連携

ウ 福祉機器や住宅改造等に関するリハセンター在宅リハビリテーション事業、研究開発事業との連携

エ スポーツプログラムや文化活動プログラム等に関する横浜ラポール・ラポール上大岡との連携

3 センター運営に関する現状の主要課題について

(1) 利用申込増加に伴うサービスの提供

センターだけではなく、地域全体が障害児の育ちを支えていく環境づくりが課題です。療育センターは引き続き申込直後からの初期支援サービスを充実させることで、子どもと保護者が孤立することなく地域で安定した生活が営めるよう支援する必要があります。

(2) ニーズの多様化に対応した集団療育体制の構築

就労家庭の増加と民間の療育機関が増えている等の社会情勢の変化に対応した集団療育体制を構築することが課題です。具体的には、地域の保育所・幼稚園での生活が難しい子どもには高頻度通園を保障し、地域の保育所・幼稚園を軸に生活している子どもの場合は、適応状態に応じた家族プランを検討し、必要に応じて目標を明確にした専門療育を提供します。多様なニーズに応じて、頻度・期間・形式（集団・個別）などを柔軟に検討していきます。

(3) 地域関係機関との連携

障害児の地域生活は、地域全体で支えることが子どもの発達と家族の安定につながるを考えます。そのためには療育センターは中核療育機関としての役割を果たしつつ、行政を含む関係機関の役割分担を明確にしながら強固なネットワークを構築することが課題です。

(4) 開所から35年を迎える、当初想定していなかったニーズの多様化により新たな取組を実施してきましたが、タイムリーで適切なサービス提供を行う上で、相談室等の部屋が不足してきています。

4 今後のセンター運営の基本的な考え方、センターとして重点的に取り組む事項について

子どもと家族が安心して地域生活を営めるような療育サービスを提供していくとともに、地域の中核療育機関としての役割を果たし、関係機関と密接に連携します。

(1) 発達への支援

利用申し込み直後から利用できるサービスを充実させ、必要なプログラムを適切な時期に提供できる体制をつくります。集団療育についても必要とする時期や頻度を検討し、これまでの枠組みに捉われないプログラムを提供します。また、増加している共働き家族が利用しやすいプログラムも充実させます。

(2) 家族への支援

利用申込直後から子育ての不安を軽減し、前向きに子育てができるよう、ひろば事業に心理士を配置することで、専門相談を身近に利用していただける体制を継続します。家族間の交流など精神的なサポートに重点を置いたプログラムを提供するとともに、安心して療育に参加できるようボランティアの育成にも努めます。

(3) 地域との連携・協働

障害がある児及び家族を地域全体で支える環境づくりを目標に、地域の保育所・幼稚園・学校・地域訓練会だけではなく、医療機関・民間の療育機関・子育て支援者・区福祉保健センターなどの機関が一体となって地域全体の障害児の育ちを支えることができる体制づくりを目指します。

(4) 従来の枠組みに捉われない新たな地域療育センター機能の検討、実施

利用希望児が増加し続けている状況や利用ニーズの多様化、社会情勢が変化している中、新しい、これから地域療育センター機能とは何かについて、法人全体で検討、実施します。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 楽しく子育てに取り組めるよう保護者支援を充実させています。

(2) 様々な専門職種がチームアプローチを実践することにより、関係機関からの協力要請等に対しても的確に対応できる組織体制が整っています。

(3) 「戸塚セミナー」をオンライン配信にしたり、各種パンフレットを作成したり、様々な広報活動を通じて、障害児を支える地域のネットワークづくりを推進しています。

※本様式(A4判両面)1枚で作成してください。

※ センターのあり方検討を踏まえた利用の流れの見直し(初期支援体制の整備等)についても、記載すべきことがあれば併せて記入してください。

1 職員の人材育成・研修に関する現状の課題、更に充実を図るべき事項について

経営理念に掲げる「豊かな人間性と高い専門性」の実現を目指し、人材育成の基本方針として策定した「人材育成計画」において「人材こそが最も重要な経営資源」と位置付けています。現在の課題としては、高度な専門知識や療育スキルの習得だけでなく、利用者（利用児・保護者など）の声や社会情勢の変化に対応しながら、多様化する支援ニーズに応えるための新しいプログラムの開発と実践が求められています。これらの課題に対応できるプロフェッショナルを育成することを目指しています。さらに、組織全体として人材育成に取り組む組織風土を醸成することも重要であり、世代交代を見据えながら、各階層の職員が資質や能力を向上させ、それぞれの専門領域に関する知識や技術を獲得するための各種研修を実施します。

2 今後の人材育成・研修に関する考え方、課題等をふまえて重点的に取り組む事項について**(1) 優秀な人材の安定確保と早期育成**

就職希望者の医療・福祉関連業界への関心度は低調で、人材確保は今後もさらに厳しい状況が続くものと考えられます。療育支援に携わる人材の安定確保に向けたリクルート活動の強化と、入職後において計画的に基礎知識を学ぶ機会の充実を図ることにより、丁寧かつ早期に成長を促し定着ができる環境を整えます。

(2) 次世代を担う職員の育成と世代交代への対応

法人設立から 35 年以上が経過し、継続して定年退職を迎える職員が生じることが見込まれる中で、円滑な世代交代と利用者サービスの質を維持した事業継承が求められます。そのため、多数に分かれる職種・領域の実状に応じて、次世代を担う専門性の高い後継者の育成に継続的かつ計画的に取り組みます。

(3) マネジメント層（管理職）の育成・強化

専門領域のスペシャリストの育成と並行して、組織のマネジメントを担う管理職層の育成を強化します。事業団の将来を見据えて、管理職としての適性や能力の見極めを行い、段階的に上司を補佐する経験を積むと同時に、マネジメントに関する知識を学ぶ研修の充実を図ります。

(4) 今後の主な研修 ※法人本部、各センター、各職種の 3 体系から多面的・複合的に取り組みます。

	研修名	対象者	内容・目的等
階層別	階層別研修	全職員（1～7 級）	各階層（等級）やキャリアに応じて求められる役割認識やスキルを習得することにより、職員全体の底上げと組織力を強化
	新採用職員研修・同フローローアップ研修	新採用職員	
	採用内定者研修	次年度採用予定職員	
	新任管理職研修	新規昇任の管理職	
専門領域	発達障害部門基礎研修	療育関係職員 (採用～概ね 7 年目)	療育や医療等に関する専門知識や技術の習得・向上
	療育研究会等	全職員	研究や事業の取組成果の共有
	学会派遣等	全職員（主に専門職）	外部派遣による専門知識の獲得
その他	個人情報保護・ハラスメント・人権研修	全職員	コンプライアンスの観点から毎年継続的に実施
	考課者研修	全管理職	人事考課制度の安定的運用
	全体研修	全職員	利用者満足度向上の意識づけ
	所属研修・職種別研修		所属や職種に応じたテーマで実施

※本様式（A4 判片面）1枚で作成してください。

1 診療に関する現状の課題について

(1) 地域療育センターあり方検討の遅滞ない実施

依然として増加している発達障害児等やその家族支援に対して、R5年3月に「地域療育センターあり方検討のまとめ」が報告されました。この報告書には、既に診療の現場で問題になっていること、あるいは試行的に実践してきたことが多く含まれており、引き続き横浜市と方針を共有しつつ、あり方検討の実施を遅滞なく進めていく必要があります。

(2) LD を含めた学齢児に対する支援体制の整備

学齢期を担当する診療スタッフは極端に少なく、H13年以降学齢障害児支援事業が基本的には見直されないまま、療育現場で可能な範囲で学齢児に関する診療サービスを充実させてきました。近年では特にLD（学習障害）に対するニーズが増大し、新たな評価・支援サービスを検討する必要があります。

(3) 要医療重症児や学区の学校で心理社会的に孤立する肢体不自由児に対する支援も、コロナ禍・ポストコロナを見据えたニーズの探知と対策が必要です。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) 基本的考え方

ア 子どもの人権を尊重し、健やかな育みを目指して医学的診断・評価・検査・訓練のみならず、相談支援、ひろば事業などの初期支援と診療や療育などの二次支援を有機的に組み合わせ、子どもとその保護者の多様なニーズに応じた、一貫性のある切れ目のない専門的支援を行います。

イ センター内の相談・地域サービス部門や集団療育部門との一体的運営を図ることにより、一貫性のある総合的な療育サービスを提供していきます。

ウ 地域の医療、福祉、教育機関、保育所・幼稚園等と連携し、親子の安定した地域生活を支援します。

(2) 重点的に取り組む事項

ア 初期支援サービスの充実の方針を最大限に活用することで、診察枠や訓練を有効に運用していきます。そのためには、初期支援と、診療を含めた二次支援期において、利用者も含めた緊密な意思の共有体制の構築がこれまで以上に必要であり、そのために必要な効果的な診療サービスの提供、総合評価に取り組んでいきます。

イ 学齢期になってからの医療ニーズを十分に把握して、現行の学齢障害児支援事業では対処しきれないニーズを整理し、検討していきます。安定しているお子さんは、学校や地域の医療機関と今まで以上の協力体制を築き、役割分担をすることによって、利用者の地域生活を支援します。

ウ 要医療重症児については、ポストコロナでも特に重症化のリスクを避ける対応が必要です。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、保育士等の専門職が密接に連携し、安定した専門療育と親子が安心できる地域連携作りに向けて、医学的な視点から助言、指導を行います。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 事業団全体の人材を活用して、専門医やブレース・シーティングクリニックへの工学技師の派遣等により、高度な技術を常に提供し、総合リハビリテーションセンターの各種検査等の活用もできます。

(2) 事業団が運営する横浜ラポール・ラポール上大岡で実施される様々なプログラム等について、診療で適切にニーズをとらえて一人ひとりに有効な情報をタイムリーに提供することができます。

(3) 高い専門性を持った診療専門職のチームアプローチにより、それぞれの立場からの支援を行えることで、重複障害等にも対応できます。

1 児童発達支援センター（通園部門）に関する現状の課題について

中重度の知的に遅れがある子どもと保護者へ支援が通園部門の役割である中、就労家庭も増えてきています。家族プランに合わせた対応ができるよう、多様化したサービスを充実させていく事が必要です。

(1) 児童発達支援の課題

ア 就労家庭の増加から保護者のニーズが多様化しています。家庭や地域生活がより安定したものになるよう保護者支援、地域支援の充実を図ることが必要です。

イ 知的発達に遅れのある児や行動障害が強い児の支援内容をより充実する事が重要です。

(2) 医療型児童発達支援の課題

ア 要医療重心児が安全に遊びの体験ができるよう、看護師を含む他職種とチームになって環境や支援内容の充実を図っていく必要があります。

イ 障害像の多様化や就労家庭が増えていることから、クラス運営は複雑化しています。その中で安全かつ個々の子どもの課題に合った療育内容を検討していきます。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題をふまえて重点的に取り組む事項について

(1) 基本的な考え方

児童発達支援では、高頻度の専門的な支援が必要な児への療育に特化するとともに、医療型児童発達支援では、安全に子どもが楽しめる多彩なプログラムを提供します。

ア 児童発達支援

(ア) 特別な支援が必要な子どもに高頻度集団療育かつ専門性の高い療育を提供

頻度一週5回・週3回・週2回：クラス数（人数）10クラス（50人～60人）

(イ) 保護者の多様化したニーズに対応した低頻度（週1回等）の療育

(ウ) 通園（継続支援）開始前の「つなぎの支援」

イ 医療型児童発達支援

対象—医療的ケアが必要な児（要医療重症児、重症心身障害児）から精神運動発達遅滞児（PMR児）まで

頻度一週5回・週3回・週2回・週1回：クラス数（人数）2クラス（15人前後）

(2) 重点的に取り組む事項

ア 個々の子どもの特性や発達段階をふまえ、子どもが楽しく達成感が持てるようプログラムの充実を図ります。また、将来子どもが生活をしていく上で必要となる力を保護者と具体的に共有しながら療育を計画的・多角的に展開していきます。

イ 障害をもつ子どもが家族の一員として健やかに育ち、きょうだい児を含め、家族全員が穏やかに安定した日常生活が営めるよう、家族全体を支援します。

ウ 保育所・幼稚園や小学校に対し療育参観・引継ぎ・訪問の機会を通して、課題や支援内容について共有する機会を設けます。

エ 就労家庭などが療育を受けることが出来る低頻度の療育を試行し、支援の内容について模索します。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 通園部門は中重度の遅れのある子どもへの療育の保障をし、多様化するニーズに対応できるよう様々なサービスを模索していきます。

(2) 福祉と医療の一体運営のため、児童や保護者に必要なことは迅速かつ的確に対応できます。

事業計画書（児童発達支援事業所の運営
(発達障害児通所支援))

センター名

戸塚地域療育センター

1 児童発達支援事業所の運営（発達障害児通所支援）に関する現状の課題について

(1) 地域生活を主体とした発達障害児への対応

ピース東戸塚は開所当初、主な対象を「知的発達に遅れを伴わない発達障害児」とし定員 48 名で週 1 回の集団療育を提供してきましたが、ここ数年は対象を「地域生活を主体とする発達障害児」とし「軽度の知的障害を伴う発達障害児」も対応しています。現状としては定員 48 名では収まらず療育センター内に週 1 回の集団療育の場を設定することになり、同じサービスを違う場で行っているためプラン提示での利用者の混乱や運営面での困難が生じております。そのため今後はピース（児童発達支援事業所）の対象、定員数を見直し、同じ場で週 1 回の集団療育が実施できるよう整理していく必要があると考えます。

(2) ニーズの多様化への対応

知的発達に遅れを伴わない発達障害児の状態像は多様であり、民間の児童発達支援事業所も多く存在する中、保護者のニーズもさまざまです。多様化するニーズに対応するためには、個々に応じたプランを立て、頻度等も含めた新たなサービスを構築していく必要があります。

(3) 卒園児への支援

放課後等デイサービスなど民間施設のサービスも保護者の選択肢のひとつとして定着し、ピースの卒園児支援のあり方を整理し見直す必要があります。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) ピース（児童発達支援事業所）の整理

ピース（児童発達支援事業所）の事業は、「地域生活を主体とする発達障害児に対する事業」とし知的発達に遅れを伴う児も対象としていきます。療育センター本体で実施している「児童発達支援センター」の機能も見直し、療育センター全体のサービスの中でどのような機能として展開していくか整理していきます。

(2) ニーズの多様化への対応

ピース（児童発達支援事業所）の事業は、週 1 回集団療育に限らず目的を整理し、低頻度（月 2 回）の集団療育や保育所等訪問支援等サービスのバリエーション増やしていきます。

(3) 卒園児への支援

療育センターとしての専門性を意識し、低学年の支援と高学年の支援の目的を整理して保護者支援を中心にプログラムを開発します。オンラインなども活用し全センター合同でのプログラムを積極的に展開していきます。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

(1) 同法人で運営しているラポールは、幼児期から成人期までのスポーツ及び文化活動の拠点となる機能を備えているため、幼児期の経験が青年期・成人期の余暇活動につながり、豊かな生活となるよう連携をすすめていきたいと考えます。

1 地域支援（地域の関係機関への支援（学校支援を含む）、関係機関との連携）に関する現状の課題について
地域支援のニーズも増大しており、効率的かつ効果的な地域支援の方法の検討が必要です。また、地域支援ニーズに対応する職員の人材育成を進めていきます。

(1) 関係機関等への支援の充実

現状、民間児童発達支援事業所、放課後デイサービスとの連携がまだ十分ではないと考えており、今後連携強化等に取り組んでいく必要性を感じています。

(2) 療育相談事業の見直し

発達障害への関心の高まりと、それに対する療育センター内の一次支援サービスの充実により、療育センターへの直接申し込みは年々増加し、「1歳6か月療育相談」利用児が減少しています。事業の内容を見直す時期に来ていると思われ、福祉保健センターとの検討が必要と考えています。

2 今後の取組の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

(1) 療育ネットワークの発展と積極的な広報活動

「地域に役立つ地域療育センター」として、「障害がある児とその家族を地域全体で支える」ことを念頭に、福祉保健センター等の行政、地域の施設や子育て支援団体、医療機関等も含めて有効に連絡させる療育ネットワークをさらに発展させ、その中核機関の一つとしてセンターが主体的に機能できるよう周知・広報活動に力を入れます。また、運営協議会の場などを有効に活用し、連携強化及び地域の活性化を図ります

(2) 技術支援先の拡大

保育所・幼稚園だけではなく、障害児に関するプログラムを実施している関係機関へも技術支援を実施します。また、子育て支援の観点から、各区の子育て支援拠点との連携も充実させます。

(3) 自立支援協議会への参加

各区の自立支援協議会に対しては、障害児に関する専門機関として、主体的に参加します。

(4) 小学校への支援

これまで行ってきた、教職員の研修やコンサルテーション等の学校支援事業により、一般的な発達障害の知識や支援方略については一定の水準に達したと考えます。今後は、センター利用児の個別ニーズに応じて実施する学齢障害児支援事業を通じて、効率的かつ効率的な連携を組織的に行うことに力を入れます。具体的には、支援の難しい利用児のアセスメントや課題の整理を共に行い、お互いの役割や強みを活かせるようなカンファレンスの開催などを想定しています。

3 その他（セールスポイント等）※記載は任意

- (1) 福祉、医療に携わる様々な専門職が配置されていることから、地域における療育拠点としてさまざまな相談に対応することが可能で、関係機関への適切な技術支援や連絡調整機能を円滑かつタイムリーに実施することができます。
- (2) 関係機関向けのセミナーについては、リハセンターをはじめとした同一法人内の職員の活用により、経験豊富な専門スタッフを講師に選任して実施するなど、充実したサービスの提供が可能です。

※本様式（A4判片面もしくは両面）1枚で作成してください。

1 相談支援（相談業務）に関する現状の課題について**(1) 相談支援と地域支援システム構築の重要性**

保育所の増加、関係機関からの量と質両面のニーズの増大から、地域支援をタイムリーかつ効率的、戦略的に行えること、それぞれの機関に合わせた質の高いサービス提供が可能なシステムづくりが急務であると考えます。

(2) 保護者に対する相談支援

児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの開所により、子どもの支援環境は充実してきましたが、溢れる多くの情報の中で、保護者が児童に合った選択をするのがとても難しい状況にもなっています。保護者が、児童の発達ニーズを適切に代弁し、児童にあった環境を選択し、適切な療育プランを自己決定できるよう、以前にも増してより丁寧な相談支援が求められています。同時に、支援を開始する中で、保護者のニーズ・児童の状況像を踏まえて、診察への適切な導入時期をプランニングします。

(3) 学齢児の申し込み増加に対しての対策、教育との連携

学齢期の相談は、ときに様々な要因が絡み合い、問題が複雑化し、緊急性を要することも少なくありません。診療に先立って、ソーシャルワーカーが保護者と面談等を行い、問題の整理と環境評価を行います。緊急性があれば、医師と相談して、専門医療機関への紹介も判断します。増え続けている学齢児の相談を丁寧に行うには、ハード、ソフト両面において十分ではなく、横浜市子ども青少年局とも協力し、早急な対応が求められています。

2 今後の相談支援（相談業務）の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

相談から始まるサービスのさらなる拡充を行います。

(1) 利用申込数の増加に対し、早期に支援をはじめられるよう相談体制の充実を図ります。相談を受けた時点から適切な支援ができるように、ソーシャルワーカー・心理士・保育士による面接、関係機関支援、親子で参加できるひろば事業をさらに充実させ、相談支援のメニューを拡充します**(2) 学齢・幼児問わず、タイムリーな相談開始と、多職種チームによるアセスメントに基づいた、戦略的でスピーディーな対応を実現するため、地域の子育て支援ネットワーク作りに貢献します。****3 障害児相談支援に関する現状の課題について**

今後も当センターを利用する児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所の利用児を中心に計画を立てていきます。また、施設利用以外の利用児でも取り組んでいきたいと考えますが、計画に伴う事務量、業務量が増大することも予測され、療育センターの本来の役割・業務とのバランスが難しい現状があります。効率的で質の高い相談支援を行うためのシステム作り、人材育成が課題と考えます。

4 今後の障害児相談支援の基本的な考え方、課題を踏まえて重点的に取り組む事項について

子どもの発達が未分化な状態から開始する乳幼児の障害児相談支援は、子ども自身のニーズのアセスメントが難しく、それゆえ目標設定も難しいことを常に念頭に置く必要があると考えます。発達の遅れや、障害による生活困難性の高い利用児を重点的に取り組んでいきたいと考えます。

5 その他（セールスポイント等）※記載は任意

戸塚地域療育センター担当エリアには、30 を超える児童発達支援事業所があり、センターとの併用を希望するケースが多いため、各事業所と適切に連携し、児童やご家族にとって最適な計画相談を行う必要があります。

1 自主事業等の概要及びその基本的考え方について**(1) ICT 化の推進****ア タブレット端末等の活用と支援**

家庭や教育の現場でも、スマートフォンやタブレットが普及しており、効果的なツールとして療育プログラムに生かしていくことが求められます。療育プログラムに取り入れて療育の幅を広げる以外にも、業務の効率化や、診療・園訪問など様々な場面での活用を検討・実践し、情報の共有や新たなプログラム開発を図ります。

イ 動画作成技術の向上

事業団にて運営する利用者専用サイト「tunagaru—つながるウェブサイト」やホームページにて配信する動画作成について理解しやすく、地域のより多くの方に視聴してもらえるようニーズの把握や動画作成技術の向上に努めます。

(2) 地域のかかりつけ小児科との連携

多くの発達障害の子どもの診療ニーズに対応するため、地域の小児科クリニックとの連携を模索します。センター内診療所において診断・評価・保護者への心理教育を行い、療育に関する方針を立てた上で、保護者の了解を得て、かかりつけ小児科医と情報共有を行い、地域で支える体制づくりを目指します。継続処方を依頼することで、センターにおける混雑した診療を整理することにつながります。また、乳幼児期の予防接種を担うかかりつけ小児科が、家族全体を支えることで育児の孤立や虐待リスクの予防や見守り機能の強化にもなります。

2 自主事業等の具体的な内容（実施時期・頻度、対象者、担当職員、経費・財源等）について**(1) ICT 化の推進**

プロジェクトにて、プログラムでの活用、業務効率化等試行の上実施していきます。

タブレット等端末の増強は活用の状況に応じて行います。（予算の範囲内）

動画作成については、専門技術の向上と効率的な作成を目的に、業務委託や人材派遣などの方法を検討し、実施します。（予算の範囲内又は地域ニーズ対応予算）

(2) 地域のかかりつけ小児科との連携

センター利用児のかかりつけ小児科クリニックを把握します。まずは関心があり、課題を共有できる地域の小児科医との勉強会や情報交換会を通じて、地域の小児科クリニックの現状やニーズを把握し、ゆくゆくは、定期的な症例検討会の開催など、顔の見える関係を築いていくことを目指します。その結果として、安心して子育てができる地域のネットワークづくりに貢献します。

収支計画書(収支見込)

1 令和6年度から令和10年度までの収支見込

(千円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	備 考
収 入	市からの指定管理料	494,316	510,909	518,636	522,537	523,414	
	診療所収入	41,811	42,647	43,499	44,368	45,255	
	児童発達支援等収入	124,615	124,615	124,615	124,615	124,615	障害児相談支援、保育所等訪問支援の収入を含む
	その他収入	0	0	0	0	0	
	計	660,742	678,171	686,750	691,520	693,284	
支 出	人件費	539,568	555,428	562,633	566,002	573,643	
	事業費	9,523	9,713	9,907	10,106	10,308	
	管理費	97,984	99,090	99,990	100,908	94,540	
	事務費等	13,667	13,940	14,219	14,504	14,794	
	計	660,742	678,171	686,750	691,520	693,284	
	差 引 (剩余金)	0	0	0	0	0	

※上記の内容は、別紙の年度別内訳の内容に一致します。

2 経費節減に関する取組について

- ①通園バス運行業務については、令和9年度末で3台の減価償却が終了するため、令和10年度から△7,235千円の減額を見込んでいます。
- ②給食委託業務については、令和6年度に「指名型プロポーザル」を実施し、令和7年度から5年契約を締結することにより、委託費の値上げを防ぎます。
- ③更新時期を迎えるコピー等複合機については、5年毎に全台数を一斉に入れ替えるのではなく、印刷枚数の多い機種を優先的に入れ替え、印刷枚数の少ないものは継続使用することに加え、引き続きペーパーレス化に取り組むことにより、経費節減に努めます。
- ④老朽化により修繕費の増加が予想されますが、取引業者を増やし、見積金額を比較、精査することにより、経費節減を図ります。

3 その他(補足説明等) ※記載は任意

- ・事業費・管理費(通園バス・給食・リース料を除く)・事務費については、令和5年度予算をベースに毎年2%(日銀の物価安定の目標)ずつ上昇を見込んでいます。
- ・各種契約については、横浜市の入札・契約制度を参考に、市内中小企業への発注を優先するとともに、競争入札・長期継続契約を価格引き下げのチャンスととらえ、経費削減に努めます。
- ・センター開所から35年が経過するため、各設備の不具合箇所が多く発生することが予測されます。日頃より施設管理点検をしっかりとを行い、大きな修繕案件については横浜市と状況の共有や対応の確認を適切に行い、必要な案件の予算化協議を行っていきます。

※本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和6年度)

(千円)

		見込額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	494,316	
	診療所収入	41,811	
	児童発達支援等収入	124,615	
	その他収入	0	
	計	660,742	
支出	人件費	539,568	
	常勤職員人件費	502,001	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計
	非常勤医師人件費	20,580	
	非常勤職員人件費	16,987	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	9,523	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	97,984	
	光熱水費、電話代、燃料費	14,539	
	建物、設備等保守点検委託費	16,500	
	建物、設備等修繕料	13,091	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	48,749	
	その他物品リース料等	5,106	
	事務費等	13,667	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	660,742	
	差引（剩余金）		

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

收支計画書年度別内訳(令和7年度)

(千円)

		見込額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	510,909	
	診療所収入	42,647	
	児童発達支援等収入	124,615	
	その他収入		
	計	678,171	
支出	人件費	555,428	
	常勤職員人件費	517,861	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計
	非常勤医師人件費	20,580	
	非常勤職員人件費	16,987	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	9,713	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	99,090	
	光熱水費、電話代、燃料費	14,830	
	建物、設備等保守点検委託費	16,830	
	建物、設備等修繕料	13,352	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	48,972	
	その他物品リース料等	5,106	
	事務費等	13,940	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	678,171	
差引（剰余金）			

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和8年度)

(千円)

		見込額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	518,636	
	診療所収入	43,499	
	児童発達支援等収入	124,615	
	その他収入		
	計	686,750	
支出	人件費	562,633	
	常勤職員人件費	525,066	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計
	非常勤医師人件費	20,580	
	非常勤職員人件費	16,987	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	9,907	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	99,990	
	光熱水費、電話代、燃料費	15,126	
	建物、設備等保守点検委託費	17,166	
	建物、設備等修繕料	13,620	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	48,972	
	その他物品リース料等	5,106	
	事務費等	14,219	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	686,750	
差引（剰余金）			

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。のことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和9年度)

(千円)

		見込額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	522,537	
	診療所収入	44,368	
	児童発達支援等収入	124,615	
	その他収入		
	計	691,520	
支出	人件費	566,002	
	常勤職員人件費	528,435	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計
	非常勤医師人件費	20,580	
	非常勤職員人件費	16,987	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	10,106	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	100,908	
	光熱水費、電話代、燃料費	15,429	
	建物、設備等保守点検委託費	17,509	
	建物、設備等修繕料	13,892	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	48,972	
	その他物品リース料等	5,106	
	事務費等	14,504	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	691,520	
差引（剩余金）			

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。そのことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。

収支計画書年度別内訳(令和10年度)

(千円)

		見込額	備考（説明）
収入	市からの指定管理料	523,414	
	診療所収入	45,255	
	児童発達支援等収入	124,615	
	その他収入		
	計	693,284	
支出	人件費	573,643	
	常勤職員人件費	536,076	昇給・昇格を想定した基本給、各種手当、賞与、法定福利費、退職金積立額の合計
	非常勤医師人件費	20,580	
	非常勤職員人件費	16,987	産休等の代替非常勤職員人件費は想定せず
	事業費	10,308	給食経費、日常諸費、教材費等
	管理費	94,540	
	光熱水費、電話代、燃料費	15,738	
	建物、設備等保守点検委託費	17,860	
	建物、設備等修繕料	14,170	
	通園バス運行委託費、給食調理委託費	41,667	
	その他物品リース料等	5,106	
	事務費等	14,794	旅費、備品・消耗品購入費、その他の事務費等
	計	693,284	
差引（剩余金）			

(人件費等の見込額算出の考え方、診療所収入や児童発達支援等収入見込額算出の考え方等)

- ①人件費は、現在配置する職員が異動せずに在籍しているものと想定しており、職員数の増員はここでは見込んでおりません。のことから、総額として増加となる理由は、主に常勤職員の定期昇給に伴うものです。
- ②診療所収入は、令和5年度予算額をベースとして、現在の施設環境と職員配置のもとでさらなる運営努力に取り組み、収入微増を目指します。
- ③障害児の施設利用等に伴う児童発達支援等収入は、令和5年度予算額と同額を見込んでいます。

※ 令和6年度から令和10年度までについて、各年度ごとに作成してください。

※ 診療所収入や児童発達支援等収入については、診療報酬、給付費の単価に改定がないことを想定して作成してください。また、人件費については、常勤職員の産休・育休・欠員等が生じないものとして(代替の非常勤職員の人件費は生じないものとして)見込額を記入してください。

※ 1年度につき、本様式(A4判片面)1枚で作成してください。